

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中イを次のように改める。

イ 小学校・中学校教育職給料表

第4条第1項第2号に次のように加える。

ウ 幼稚園教育職給料表（別表第2）

第4条第1項第3号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項第4号中「別表第3」を「別表第4」に改め、同項第5号中「別表第4」を「別表第5」に改め、同項中第7号を削り、同項第6号中「別表第5」を「別表第7」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保育士給料表（別表第6）

第4条第2項中「幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「小学校・中学校教育職給料表」に改め、同条第4項中「及び育児休業に伴う任期付職員等給料表の適用を受ける職員」を削る。

第5条に次の1項を加える。

15 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、別表第1及び別表第3から別表第6までの規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

第15条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）」を「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」に改める。

第22条の6を次のように改める。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の6 第9条の2から第11条まで、第11条の3及び第12条の2の規定は、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1備考第2号中「27号給」を「19号給」に改め、同表備考第3号の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	161,000円	220,000円	237,600円	257,600円	302,100円	330,500円	372,600円	422,500円

別表第4を削る。

別表第3ア備考第2号の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	303,000円	344,600円	402,400円	466,300円	539,900円

別表第3イ備考第2号の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	220,200円	247,800円	259,300円	336,400円	368,300円

別表第3ウ備考第2号の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	183,500円	265,800円	266,100円	276,100円	307,400円	349,400円

別表第3を別表第4とする。

別表第2備考第2号の表を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	262,700円	285,200円	339,800円	389,000円

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

幼稚園教育職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	148,800	152,400	265,300	385,800
2	150,300	154,900	268,000	387,400
3	151,800	157,400	270,700	389,000
4	153,300	159,900	273,400	390,600
5	154,900	162,400	276,100	392,200
6	156,800	165,000	278,800	393,700
7	158,600	167,600	281,500	395,300
8	160,400	170,100	284,200	396,900
9	162,200	172,600	286,900	398,400
10	164,300	174,900	289,600	399,900
11	166,300	177,200	292,200	401,400
12	168,300	179,500	294,800	402,900
13	170,300	181,800	297,400	404,400
14	172,500	184,100	300,100	405,900
15	174,700	186,400	302,700	407,400
16	176,900	188,700	305,300	408,900
17	179,200	190,900	307,900	410,400
18	181,800	193,100	310,400	411,900
19	184,300	195,300	312,900	413,400
20	186,800	197,500	315,400	414,900
21	189,300	199,700	317,900	416,400
22	191,000	201,300	320,200	417,900
23	192,700	202,900	322,500	419,400
24	194,400	204,500	324,800	420,900
25	195,900	206,100	327,100	422,400
26	197,300	207,600	329,400	423,900
27	198,700	209,100	331,700	425,400
28	200,100	210,600	333,900	426,900
29	201,600	212,100	336,100	428,400
30	203,000	213,600	338,200	429,900
31	204,400	215,100	340,300	431,400
32	205,800	216,600	342,400	432,900
33	207,300	218,000	344,400	434,400
34	208,700	219,400	346,400	435,600
35	210,100	220,800	348,400	436,700
36	211,500	222,200	350,400	437,800
37	213,000	223,500	352,400	438,900
38	213,900	224,900	354,200	439,500
39	214,800	226,300	356,000	440,100

40	215,700	227,700	357,700	440,700
41	216,400	229,000	359,400	441,300
42	217,200	230,400	361,000	441,900
43	218,000	231,800	362,600	442,400
44	218,800	233,200	364,200	442,900
45	219,400	234,500	365,800	443,400
46	220,200	235,900	367,400	443,900
47	221,000	237,300	369,000	444,400
48	221,800	238,700	370,600	444,800
49	222,400	240,000	372,200	445,200
50	223,200	241,400	373,800	445,700
51	224,000	242,800	375,400	446,200
52	224,800	244,200	377,000	446,600
53	225,400	245,500	378,500	447,000
54	226,200	246,900	380,100	447,500
55	227,000	248,300	381,700	448,000
56	227,800	249,700	383,300	448,400
57	228,400	251,000	384,800	448,800
58	229,200	252,300	386,300	449,300
59	230,000	253,600	387,800	449,800
60	230,800	254,900	389,200	450,200
61	231,400	256,200	390,600	450,600
62	232,200	257,500	391,600	451,100
63	233,000	258,800	392,600	451,600
64	233,800	260,100	393,600	452,000
65	234,400	261,400	394,600	452,400
66	235,100	262,700	395,600	452,800
67	235,800	264,000	396,600	453,200
68	236,500	265,300	397,600	453,600
69	237,200	266,600	398,600	454,000
70	237,900	267,900	399,600	454,400
71	238,600	269,200	400,600	454,800
72	239,300	270,500	401,600	455,200
73	240,000	271,800	402,600	455,600
74	240,700	273,100	403,600	
75	241,400	274,400	404,600	
76	242,100	275,700	405,600	
77	242,800	277,000	406,600	
78	243,500	278,300	407,600	
79	244,200	279,600	408,600	
80	244,900	280,900	409,600	
81	245,600	282,200	410,600	
82	246,300	283,500	411,600	
83	247,000	284,800	412,600	
84	247,700	286,100	413,600	
85	248,400	287,400	414,600	
86	249,100	288,700	415,600	

87	249,800	290,000	416,600
88	250,500	291,300	417,600
89	251,200	292,600	418,600
90	251,900	293,900	419,600
91	252,600	295,200	420,600
92	253,300	296,500	421,600
93	254,000	297,800	422,600
94	254,700	299,100	423,400
95	255,400	300,400	424,200
96	256,100	301,700	425,000
97	256,800	303,000	425,800
98	257,500	304,300	
99	258,200	305,600	
100	258,900	306,900	
101	259,600	308,200	
102	260,300	309,500	
103	261,000	310,800	
104	261,700	312,100	
105	262,400	313,400	
106	263,100	314,700	
107	263,800	316,000	
108	264,500	317,300	
109	265,200	318,600	
110	265,900	319,900	
111	266,600	321,200	
112	267,300	322,500	
113	268,000	323,800	
114	268,700	325,100	
115	269,400	326,400	
116	270,100	327,700	
117	270,800	329,000	
118	271,100	330,300	
119	271,400	331,600	
120	271,700	332,900	
121	272,100	334,200	
122	272,400	335,500	
123	272,700	336,800	
124	273,000	338,100	
125	273,300	339,400	
126		340,700	
127		342,000	
128		343,300	
129		344,600	
130		345,900	
131		347,200	
132		348,500	
133		349,800	

134		351,100		
135		352,400		
136		353,700		
137		354,900		
138		356,200		
139		357,500		
140		358,800		
141		360,000		
142		361,300		
143		362,600		
144		363,900		
145		365,100		
146		366,400		
147		367,700		
148		369,000		
149		370,200		

備考

- (1) この表は、幼稚園に勤務する園長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	199,800円	245,700円	304,100円	341,800円

別表第 6 を削り、別表第 5 を別表第 7 とし、同表の前に次の 2 表を加える。

別表第5

消 防 職 給 料 表

給 号	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		148,900	198,000	233,400	282,900	343,800
2		150,500	199,700	235,100	285,000	346,100
3		152,100	201,400	236,800	287,100	348,400
4		153,700	203,100	238,400	289,100	350,700
5		155,300	204,800	240,200	291,200	352,900
6		156,900	206,500	242,000	293,300	355,300
7		158,500	208,200	243,800	295,500	357,700
8		160,100	209,900	245,500	297,700	360,100
9		161,700	211,600	247,200	299,700	362,300
10		163,500	213,200	248,900	302,000	364,700
11		165,300	214,800	250,600	304,300	367,100
12		167,100	216,400	252,300	306,500	369,500
13		168,700	218,000	253,800	308,800	371,800
14		170,400	219,600	255,400	311,000	374,200
15		172,100	221,200	257,000	313,200	376,600
16		173,800	222,700	258,600	315,200	379,000
17		175,700	224,300	260,200	317,400	381,400
18		177,800	226,600	262,000	319,500	383,800
19		179,900	228,800	263,800	321,600	386,200
20		182,600	231,000	265,700	323,700	388,600
21		185,000	233,300	267,500	325,800	391,000
22		187,700	235,000	269,300	327,800	393,300
23		190,300	236,700	271,100	329,800	395,600
24		192,900	238,400	272,900	331,800	397,900
25		195,300	240,000	274,800	333,900	400,200
26		197,200	241,800	276,800	336,000	402,400
27		199,000	243,600	278,800	338,100	404,600
28		200,800	245,400	280,800	340,200	406,800
29		202,400	247,000	282,900	342,300	409,100
30		203,900	248,700	285,000	344,300	410,600
31		205,400	250,400	287,000	346,300	412,100
32		207,000	252,100	289,100	348,300	413,600
33		208,500	253,800	291,200	350,400	415,100
34		210,000	255,400	293,300	352,400	416,600
35		211,500	257,000	295,500	354,400	418,100
36		213,000	258,600	297,700	356,400	419,500
37		214,600	260,200	299,700	358,500	421,000
38		216,100	262,000	301,900	360,500	422,200
39		217,600	263,800	304,000	362,400	423,400

40	219,300	265,600	306,100	364,400	424,600
41	220,700	267,400	308,300	366,300	425,900
42	222,200	269,300	310,400	368,200	426,900
43	223,700	271,200	312,500	370,100	427,900
44	225,200	273,000	314,600	372,000	428,900
45	226,700	274,800	316,800	373,900	430,000
46	227,900	276,800	318,900	375,800	430,400
47	229,100	278,800	321,000	377,700	430,900
48	230,300	280,800	323,100	379,600	431,400
49	231,600	282,900	325,300	381,400	431,700
50	232,700	284,900	327,300	382,900	
51	233,800	286,900	329,300	384,400	
52	234,900	288,900	331,300	385,900	
53	236,100	290,800	333,400	387,400	
54	237,600	292,700	335,400	388,600	
55	239,100	294,600	337,400	389,700	
56	240,600	296,500	339,400	390,800	
57	242,100	298,200	341,200	392,000	
58	243,500	300,000	343,200	393,100	
59	244,900	301,800	345,200	394,300	
60	246,300	303,600	347,200	395,400	
61	247,700	305,300	349,000	396,500	
62	249,100	307,200	350,900	397,300	
63	250,500	308,900	352,900	398,100	
64	251,900	310,800	354,900	398,900	
65	253,200	312,400	356,700	399,500	
66	254,700	314,200	358,600	400,200	
67	256,200	316,000	360,600	400,900	
68	257,700	317,800	362,500	401,600	
69	259,300	319,400	364,300	402,200	
70	260,600	320,900	366,100	402,800	
71	261,900	322,300	367,900	403,400	
72	263,200	323,900	369,600	404,000	
73	264,400	325,300	371,500	404,600	
74	265,700	326,900	373,200	405,100	
75	267,000	328,500	374,900	405,600	
76	268,300	330,100	376,600	406,100	
77	269,500	331,800	378,200	406,600	
78	270,800	333,400	379,300	407,000	
79	272,100	335,000	380,400	407,500	
80	273,400	336,600	381,500	408,000	
81	274,600	338,000	382,700	408,600	
82	275,800	339,600	383,700	409,100	
83	277,000	341,200	384,600	409,700	
84	278,200	342,800	385,600	410,200	
85	279,400	344,500	386,600	410,800	
86	280,600	346,100	387,400	411,400	

87	281,700	347,600	388,200	412,000
88	282,900	349,000	389,000	412,500
89	284,100	350,500	389,600	413,100
90	285,300	352,000	390,300	413,600
91	286,500	353,500	391,000	414,200
92	287,700	355,000	391,700	414,800
93	288,700	356,400	392,200	415,300
94	289,900	357,800	392,900	415,900
95	291,100	359,200	393,600	416,400
96	292,300	360,600	394,300	417,000
97	293,300	362,100	394,800	417,500
98	294,500	363,200	395,400	418,100
99	295,600	364,400	396,000	418,700
100	296,700	365,500	396,600	419,200
101	297,900	366,700	397,300	419,800
102	299,100	367,900	397,900	420,200
103	300,300	369,100	398,500	420,800
104	301,500	370,300	399,100	421,300
105	302,500	371,300	399,700	421,800
106	303,600	371,800	399,900	421,900
107	304,700	372,400	400,100	422,000
108	305,700	372,900	400,300	422,100
109	306,700	373,400	400,500	422,200
110	307,400	374,000		
111	308,100	374,600		
112	308,700	375,200		
113	309,400	375,800		
114	310,100	376,300		
115	310,800	376,800		
116	311,400	377,300		
117	312,100	377,700		
118	312,900	378,200		
119	313,700	378,700		
120	314,500	379,300		
121	315,300	379,700		
122	316,100	380,200		
123	316,900	380,600		
124	317,700	381,100		
125	318,600	381,500		
126	319,000			
127	319,400			
128	319,800			
129	320,200			

備考

- (1) この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	225,600円	253,000円	256,800円	292,200円	302,100円

別表第 6

保 育 士 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	141,200	191,500	224,400	362,700
2	142,300	192,700	226,500	363,200
3	143,400	193,900	228,600	363,700
4	144,500	195,100	230,700	364,200
5	145,600	196,200	232,700	364,500
6	147,000	197,400	234,800	365,000
7	148,400	198,600	236,900	365,500
8	149,800	199,800	239,000	366,000
9	151,100	200,900	241,000	366,300
10	152,700	202,100	243,100	366,800
11	154,300	203,300	245,200	367,300
12	155,900	204,500	247,300	367,800
13	157,400	205,600	249,400	368,100
14	159,100	206,800	251,500	368,600
15	160,800	208,000	253,600	369,100
16	162,500	209,200	255,700	369,600
17	164,000	210,300	257,900	369,900
18	164,800	211,500	260,100	370,300
19	165,600	212,700	262,300	370,700
20	166,400	213,900	264,500	371,100
21	167,000	215,000	266,500	371,600
22	168,300	216,200	268,700	372,000
23	169,600	217,400	270,900	372,400
24	170,900	218,600	273,100	372,800
25	172,100	219,700	275,100	373,300
26	173,400	220,900	277,300	373,700
27	174,700	222,100	279,500	374,100
28	176,000	223,300	281,700	374,500
29	177,100	224,400	283,700	375,000
30	178,300	225,600	285,900	375,400
31	179,500	226,800	288,100	375,800
32	180,700	228,000	290,300	376,200
33	182,000	229,100	292,300	376,700
34	183,200	230,300	294,400	377,100
35	184,400	231,500	296,500	377,500
36	185,600	232,700	298,600	377,900
37	186,800	233,800	300,600	378,400
38	188,000	235,000	302,700	378,800
39	189,200	236,200	304,800	379,200

40	190,400	237,400	306,900	379,600
41	191,500	238,500	308,800	380,100
42	192,700	239,700	310,900	380,500
43	193,900	240,900	313,000	380,900
44	195,100	242,100	315,100	381,300
45	196,100	243,200	317,000	381,800
46	197,200	244,400	318,800	382,200
47	198,300	245,600	320,600	382,600
48	199,400	246,800	322,400	383,000
49	200,600	247,800	324,000	383,500
50	201,700	249,000	325,500	383,900
51	202,800	250,200	327,000	384,300
52	203,900	251,400	328,500	384,700
53	205,000	252,400	330,000	385,200
54	206,100	253,600	331,300	385,600
55	207,200	254,800	332,600	386,000
56	208,300	256,000	333,900	386,400
57	209,300	257,000	335,000	386,900
58	210,400	258,200	336,000	387,300
59	211,500	259,400	337,000	387,700
60	212,600	260,600	338,000	388,100
61	213,600	261,600	339,000	388,600
62	214,700	262,800	339,800	389,000
63	215,800	264,000	340,600	389,400
64	216,900	265,200	341,400	389,800
65	217,900	266,200	342,000	390,300
66	219,000	267,400	342,800	390,700
67	220,100	268,600	343,600	391,100
68	221,200	269,800	344,400	391,500
69	222,100	270,800	345,000	392,000
70	223,200	272,000	345,800	392,400
71	224,300	273,200	346,600	392,800
72	225,400	274,400	347,400	393,200
73	226,300	275,400	348,000	393,700
74	227,400	276,600	348,800	
75	228,500	277,800	349,600	
76	229,600	279,000	350,400	
77	230,500	280,000	351,000	
78	231,600	281,200	351,600	
79	232,700	282,400	352,200	
80	233,800	283,600	352,800	
81	234,700	284,600	353,200	
82	235,800	285,800	353,700	
83	236,900	287,000	354,200	
84	238,000	288,200	354,700	
85	238,900	289,200	355,200	
86	240,000	290,400	355,700	

87	241,100	291,600	356,200
88	242,200	292,800	356,700
89	243,100	293,800	357,200
90	244,200	295,000	
91	245,300	296,200	
92	246,400	297,400	
93	247,300	298,400	
94	248,400	299,600	
95	249,500	300,800	
96	250,600	302,000	
97	251,500	303,000	
98	252,600	304,200	
99	253,700	305,400	
100	254,800	306,600	
101	255,700	307,600	
102	256,800	308,800	
103	257,900	310,000	
104	259,000	311,200	
105	259,900	312,200	
106	261,000	313,300	
107	262,100	314,400	
108	263,200	315,500	
109	264,100	316,700	
110	265,200		
111	266,300		
112	267,400		
113	268,300		
114	269,400		
115	270,500		
116	271,600		
117	272,500		
118	273,600		
119	274,700		
120	275,800		
121	276,700		
122	277,800		
123	278,900		
124	280,000		
125	280,900		

備考

- (1) この表は、保育所等に勤務する保育士で市長が定めるものに適用する。
- (2) 1級の1号給から19号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料月額、この規定にかかわらず、166,000円とする。
- (3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	216,300円	231,200円	260,800円	287,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員のうち保育士（この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第6の規定の適用を受ける者を除く。）については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項及び第4項、第5条第14項、第15条第1項、第22条の6並びに別表第6の規定は、改正後の条例第4条第1項及び第4項、第5条第14項、第15条第1項、第22条の6並びに別表第1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号の規定により任期を定めて採用された職員のうち保育士（改正後の条例別表第6の規定の適用を受ける者を除く。）に係る給与については、改正後の条例第4条第1項及び第4項、第5条第14項、第15条第1項、第22条の6並びに別表第1の規定にかかわらず、改正前の条例第4条第1項及び第4項、第5条第14項、第15条第1項、第22条の6並びに別表第6の規定の例による。

(特定の職務の級及び号給の切替え等)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において研究職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受けていた職員で、旧級（同日において職員が属していた職務の級をいう。以下同じ。）が3級であるもののうち、市規則で定める職員の新級（施行日における職員の職務の級をいう。以下同じ。）は2級とし、新号給（施行日における職員の号給をいう。以下同じ。）は旧号給（施行日の前日におい

て職員が受けていた号給をいう。以下同じ。)の給料月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

- 5 前項の規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者の受ける号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達するまでの間、当該額とする。

(幼稚園教育職給料表適用職員の職務の級の切替え)

- 6 施行日の前日において幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた職員のうち、施行日において幼稚園教育職給料表の適用を受けることとなる職員(以下「幼稚園教育職給料表適用職員」という。)の新級は、旧級に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(幼稚園教育職給料表適用職員の号給の切替え)

- 7 幼稚園教育職給料表適用職員の新号給は、旧級、新級、旧号給に応じて附則別表第1に定める号給とする。

(保育士給料表適用職員の職務の級の切替え)

- 8 施行日の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、施行日において保育士給料表の適用を受けることとなる職員(以下「保育士給料表適用職員」という。)の新級は、旧級に対応する附則別表第2の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(保育士給料表適用職員の号給の切替え)

- 9 保育士給料表適用職員の新号給は、旧級、新級、旧号給に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 10 前項の規定にかかわらず、旧級が3級であって旧号給が69号給である保育士給料

表適用職員のうち、施行日の前日において47歳以上の年齢に達している職員の新号給は、旧級、新級、当該職員の施行日の前日における年齢（以下「特定年齢」という。）に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）

11 附則第6項から前項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者の受ける号給の給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。

(1) 施行日から平成28年3月31日まで 100分の2

(2) 平成28年度以後の各年度の4月1日から3月31日まで 当該各年度の前年度の4月1日から3月31日までににおける割合に100分の2を加算した割合

12 前項に規定する職員（幼稚園教育職給料表適用職員を除く。）の施行日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が前項の規定による給料月額に達するまでの間、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定による給料月額が特例給料月額（施行日の前日に受けていた給料月額（施行日の前日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号。以下「一部改正条例」という。）附則第4項の規定の適用を受ける職員にあつては改定後基礎額（一部改正条例附則第4項の改定後基礎額をいう。))を職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第43号。以下「特例条例」という。）第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額をいう。以下同じ。）を超える場合
当該特例給料月額

(2) 前項の規定による給料月額が特例給料月額以下である場合 同項の規定による
給料月額

13 附則第11項に規定する職員（幼稚園教育職給料表適用職員を除く。）が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額を超える場合 当該特例給料
月額

(2) 当該職員が受ける号給の給料月額が特例給料月額以下である場合 当該職員が
受ける号給の給料月額

14 附則第12項第1号及び前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、附則第12項第1号の規定により給料月額が決定される職員については、附則第11項の規定による給料月額（第4号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条の3第1項の規定による給料の調整額をいう。以下同じ。）を加えた額）とし、前項第1号の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額（第4号に掲げる手当にあっては当該給料月額に給料の調整額を加えた額）とする。

(1) 給料の調整額

(2) 給与条例第11条の2第1項の規定による地域手当

(3) 給与条例第14条第1項の規定による特殊勤務手当

(4) 給与条例第15条の規定による超過勤務手当及び給与条例第16条の規定による夜
間勤務手当

(5) 給与条例第22条の規定による期末手当及び勤勉手当

15 附則第4項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第1条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。

16 附則第4項から前項までに定めるもののほか、施行日に昇給し、昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、市規則で定める。

17 附則第4項から第10項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が旧号給の給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当条例第4条の2第1項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

（再任用職員の経過措置）

18 改正後の条例の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、新級が附則別表第4職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年3月31日までの間における給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第4に定める額とする。

19 前項の規定にかかわらず、附則第14項各号に掲げる給与の額及び給与条例第13条第1項の規定による管理職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第5に定める額（附則第14項第4号に掲げる手当にあっては附則別表第5に定める額に給料の調整額を加えた額）とする。ただし、幼稚園教育職給料表適用職員にあっては、附則別表第4に定める額とする。

（新たに幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額の特例）

20 改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前に離職した職員のうち施行日以後に新たに幼稚園教育職給料表1級又は2級の適用を受けることとなった職員（市長が定める職員に限る。）の給料月額は、附則第11項の規定の適用を受ける幼稚園教育職給料表適用職員との権衡を考慮して市長が定める。

(施行の細目)

- 21 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う給料表、職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、市長が定める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

- 22 職員の再任用に関する条例（平成13年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(大阪市職員基本条例の一部改正)

- 23 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び同号イに掲げる幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、同号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 24 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第16条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 25 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(職員の定年に関する条例の一部改正)

- 26 職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教

育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

27 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

28 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

29 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第22条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

30 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

31 教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

32 職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条の2第1項及び第7条第3項中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第7号」に改める。

第20条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

(大阪市立学校活性化条例の一部改正)

33 大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び同号イに掲げる幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、同号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表」に改める。

附則別表第1 幼稚園教育職給料表適用職員の職務の級及び号給の切替表（附則第6項及び第7項関係）

旧級 新級 旧号給	1 級	2 級		3 級
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	3	1	16
2	2	4	1	17
3	3	6	1	18
4	4	7	1	19
5	5	8	1	20
6	6	9	1	21
7	7	10	1	22
8	8	11	1	23
9	9	12	1	24
10	10	13	1	25
11	11	14	1	26
12	12	15	1	27
13	13	17	1	28
14	14	18	1	29
15	15	19	1	30
16	16	20	1	31
17	17	21	1	32
18	18	22	1	33
19	19	23	1	34
20	20	24	1	35
21	21	25	1	36
22	22	27	1	37
23	23	28	1	38
24	24	29	1	39
25	25	30	1	40
26	26	31	1	41
27	27	32	1	42
28	28	33	1	43
29	29	34	1	44
30	30	35	1	45
31	31	36	1	46
32	32	38	1	47
33	33	39	1	48
34	34	40	1	49
35	35	41	1	49
36	36	42	1	50
37	37	43	1	51
38	38	44	1	52
39	39	45	1	53
40	40	46	1	54
41	41	47	1	55
42	42	49	1	56
43	43	50	1	57
44	44	51	1	58
45	45	52	1	59
46	46	53	1	60
47	47	54	1	61
48	48	55	1	62
49	49	56	1	63
50	50	57	2	64
51	51	59	3	65
52	52	60	5	66

53	53	61	6	67
54	54	62	7	68
55	55	63	8	69
56	56	64	9	70
57	57	65	10	71
58	58	66	12	72
59	59	67	13	73
60	60	68	14	73
61	61	70	15	73
62	62	71	16	73
63	63	72	17	73
64	64	73	19	73
65	65	74	20	73
66	66	75	21	73
67	67	76	22	73
68	68	77	23	73
69	69	78	25	73
70	70	79	26	73
71	71	81	27	73
72	72	82	28	73
73	73	83	29	73
74	74	84	30	
75	75	85	32	
76	76	86	33	
77	77	87	34	
78	78	88	35	
79	79	89	36	
80	80	91	37	
81	81	92	39	
82	82	93	40	
83	83	94	41	
84	84	95	42	
85	85	96	43	
86	86	97	45	
87	87	98	46	
88	88	99	47	
89	89	100	48	
90	90	102	49	
91	91	103	50	
92	92	104	52	
93	93	105	53	
94	94	106	54	
95	95	107	55	
96	96	108	56	
97	97	109	57	
98	98	110	59	
99	99	111	60	
100	100	113	61	
101	101	114	62	
102	102	115	63	
103	103	116	64	
104	104	117	66	
105	105	118	67	
106	106	119	68	
107	107	120	69	
108	108	121	70	
109	109	123	72	
110	110	124	73	
111	111	125	74	

112	112	126	75	
113	113	127	76	
114	114	128	77	
115	115	129	79	
116	116	130	80	
117	117	131	81	
118	118	132	82	
119	119	134	83	
120	120	135	84	
121	121	136	86	
122	122	137	87	
123	123	138	89	
124	124	139	90	
125	125	140	91	
126		141	93	
127		142	94	
128		143	95	
129		145	96	
130		146	97	
131		147	97	
132		148	97	
133		149	97	
134		149	97	
135		149	97	
136		149	97	
137		149	97	
138		149	97	
139		149	97	
140		149	97	
141		149	97	
142		149	97	
143		149	97	
144		149	97	
145		149	97	
146		149	97	
147		149	97	
148		149	97	
149		149	97	
150		149	97	
151		149	97	
152		149	97	
153		149	97	
154		149	97	
155		149	97	
156		149	97	
157		149	97	
158		149	97	
159		149	97	
160		149	97	
161		149	97	

附則別表第2 保育士給料表適用職員の職務の級及び号給の切替表（附則第8項及び第9項関係）

旧級 新級 旧号給	1級	2級	3級		4級
	1級		2級	3級	4級
1	1	7	7	1	1
2	1	9	8	1	1
3	1	10	10	1	1
4	1	12	11	1	1
5	1	13	13	1	1
6	1	15	14	1	1
7	1	16	16	1	1
8	1	18	17	1	1
9	1	19	18	1	1
10	1	21	20	1	1
11	1	22	21	1	1
12	1	24	23	3	1
13	1	25	24	4	1
14	1	26	26	6	1
15	1	28	27	7	1
16	1	29	29	9	1
17	1	31	30	10	1
18	1	32	32	12	1
19	3	34	33	13	1
20	3	35	35	15	1
21	7	37	36	16	1
22	9	38	38	17	1
23	10	40	39	18	1
24	12	41	41	19	1
25	13	43	42	19	1
26	15	44	44	20	1
27	16	46	45	21	1
28	18	47	46	21	1
29	19	49	48	22	1
30	21	50	49	23	1
31	22	52	51	24	1
32	24	53	52	24	1
33	25	54	54	25	1
34	26	56	55	26	1
35	28	57	57	27	1
36	29	59	58	27	1
37	31	60	60	28	1
38	32	62	61	29	1
39	34	63	63	30	1
40	35	65	64	30	1
41	37	66	66	31	1
42	38	68	67	32	1
43	40	69	69	33	1
44	41	71	70	34	1
45	43	72	72	36	1
46	44	74	73	37	4
47	46	75	74	37	6
48	47	77	76	38	9
49	49	78	77	39	12
50	50	80	79	40	14
51	52	81	80	41	17
52	53	82	82	42	20

53	54	84	83	43	22
54	56	85	83	44	25
55	57	87	83	45	28
56	59	88	83	47	30
57	60	90	83	48	33
58	60	91	83	49	36
59	62	93	83	50	38
60	62	94	83	51	41
61	63	96	83	53	44
62	63	97	83	54	46
63	65	99	83	55	49
64	65	100	83	56	52
65	66	102	83	57	54
66	66	103	83	59	57
67	66	105	83	60	60
68	68	106	83	61	62
69	68	108	83	62	65
70	68	109			68
71	69	110			70
72	69	112			73
73	69	113			73
74	71	115			
75	71	116			
76	71	118			
77	72	119			
78	72				
79	72				
80	72				
81	74				
82	74				
83	74				
84	74				
85	75				
86	75				
87	75				
88	75				
89	77				

附則別表第3 保育士給料表適用職員のうち年齢が47歳以上である職員の号給の切替表（附則第10項関係）

特定年齢	旧級	3級	
	新級	2級	3級
47		85	65
48		89	69
49		93	73
50		97	77
51		101	81
52		105	85
53		109	89
54		109	89
55		109	89
56		109	89
57		109	89
58		109	89
59		109	89

附則別表第4 施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第18項及び第19項関係）

給料表	職務の級	期 間			
		施行日から平成 28年3月31日ま で	平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで	平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで
行政職給料表	2級	242,580円	238,848円	233,872円	228,896円
	3級	253,403円	249,504円	244,306円	239,108円
	4級	263,738円	259,680円	257,600円	257,600円
幼稚園教育職給料表	1級	229,320円	224,640円	219,960円	215,280円
	2級	279,496円	273,792円	268,088円	262,384円
	4級	342,314円	341,800円	341,800円	341,800円
医療職給料表(2)	1級	242,580円	238,848円	233,872円	228,896円
	2級	253,403円	249,504円	247,800円	247,800円
	3級	263,738円	259,680円	259,300円	259,300円
消防職給料表	3級	253,403円	253,403円	253,403円	256,800円
保育士給料表	1級	242,580円	238,848円	233,872円	228,896円
	2級	253,403円	249,504円	244,306円	239,108円

附則別表第5 施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第19項関係）

給料表	職務の級	期 間			
		施行日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
行政職給料表	2級	243,824円	238,848円	233,872円	228,896円
	3級	254,702円	249,504円	244,306円	239,108円
	4級	265,090円	259,680円	257,600円	257,600円
医療職給料表(2)	1級	243,824円	238,848円	233,872円	228,896円
	2級	254,702円	249,504円	247,800円	247,800円
	3級	265,090円	259,680円	259,300円	259,300円
消防職給料表	3級	256,800円	256,800円	256,800円	256,800円
保育士給料表	1級	243,824円	238,848円	233,872円	228,896円
	2級	254,702円	249,504円	244,306円	239,108円

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員の給料月額を改定するとともに、任期を定めて採用された職員の給与に関し必要な事項を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給与に関する条例（抄）

（給料表及び職務の級）

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 教育職給料表

ア 省 略

イ 幼稚園・小学校・中学校教育職給料表

ウ 幼稚園教育職給料表（別表第2）

(3) 研究職給料表（別表第2）

別表第3

(4) 医療職給料表（別表第3）

別表第4

ア－ウ 省 略

(5) 消防職給料表（別表第4）

別表第5

(6) 保育士給料表（別表第6）

(6) 指定職給料表（別表第5）

(7) 別表第7

(7) 育児休業に伴う任期付職員等給料表（別表第6）

2 高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、市規則で定める。

3 省 略

4 職員（指定職給料表の適用を受ける職員及び育児休業に伴う任期付職員等給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 省 略

2-14 省 略

15 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、別表第1及び別表第3から別表第6までの規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

（超過勤務手当）

第15条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、100分の100から100分の150まで）の範囲内において市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)-(2) 省 略

2-4 省 略

（育児休業に伴う任期付職員の給与等）
（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第22条の6 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）の給料月額は、別表第6に定める額とする。

2 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の給料月額は、別表第6の規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

3 第5条及び第5条の2の規定は、育児休業に伴う任期付職員には適用しない。

4 第5条、第5条の2、第9条の2から第11条まで、第11条の3及び第12条の2の規定は、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員には適用しない。

5 育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員に対する第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「職務の級に属する」とあるのは「職種等の」とする。

別表第1

行政職給料表

省	略
---	---

備考

- (1) 省 略
- (2) 1級の27号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち市規則で定めるものの給料19号給
月額は、この表の規定にかかわらず、174,800円とする。
- (3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	$\frac{159,500\text{円}}{161,000\text{円}}$	$\frac{248,800\text{円}}{220,000\text{円}}$	$\frac{259,900\text{円}}{237,600\text{円}}$	$\frac{270,500\text{円}}{257,600\text{円}}$	$\frac{286,700\text{円}}{302,100\text{円}}$	$\frac{313,800\text{円}}{330,500\text{円}}$	$\frac{347,200\text{円}}{372,600\text{円}}$	$\frac{392,600\text{円}}{422,500\text{円}}$

別表第2 省 略

別表第2
別表第3

研究職給料表

省	略
---	---

備考

- (1) 省 略
- (2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	$\frac{248,800\text{円}}{262,700\text{円}}$	$\frac{266,700\text{円}}{285,200\text{円}}$	$\frac{307,000\text{円}}{339,800\text{円}}$	$\frac{347,200\text{円}}{389,000\text{円}}$

別表第3
別表第4

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

省	略
---	---

備考

- (1) 省 略

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	$\frac{281,600\text{円}}{303,000\text{円}}$	$\frac{327,500\text{円}}{344,600\text{円}}$	$\frac{373,800\text{円}}{402,400\text{円}}$	$\frac{436,700\text{円}}{466,300\text{円}}$	省 略

イ 医療職給料表(2)

省 略

備考

(1) 省 略

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	$\frac{248,800\text{円}}{220,200\text{円}}$	$\frac{259,900\text{円}}{247,800\text{円}}$	$\frac{270,500\text{円}}{259,300\text{円}}$	$\frac{286,700\text{円}}{336,400\text{円}}$	$\frac{313,800\text{円}}{368,300\text{円}}$

ウ 医療職給料表(3)

省 略

備考

(1) 省 略

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	$\frac{159,500\text{円}}{183,500\text{円}}$	$\frac{248,800\text{円}}{265,800\text{円}}$	$\frac{259,900\text{円}}{266,100\text{円}}$	$\frac{270,500\text{円}}{276,100\text{円}}$	$\frac{286,700\text{円}}{307,400\text{円}}$	$\frac{313,800\text{円}}{349,400\text{円}}$

別表第4

消 防 職 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	148,900	198,000	233,400	282,900
2	150,500	199,700	235,100	285,000
3	152,100	201,400	236,800	287,100
4	153,700	203,100	238,400	289,100
5	155,300	204,800	240,200	291,200
6	156,900	206,500	242,000	293,300
7	158,500	208,200	243,800	295,500
8	160,100	209,900	245,500	297,700
9	161,700	211,600	247,200	299,700
10	163,500	213,200	248,900	302,000
11	165,300	214,800	250,600	304,300
12	167,100	216,400	252,300	306,500
13	168,700	218,000	253,800	308,800
14	170,400	219,600	255,400	311,000
15	172,100	221,200	257,000	313,200
16	173,800	222,700	258,600	315,200
17	175,700	224,300	260,200	317,400
18	177,800	226,600	262,000	319,500
19	179,900	228,800	263,800	321,600
20	182,600	231,000	265,700	323,700
21	185,000	233,300	267,500	325,800
22	187,700	235,000	269,300	327,800
23	190,300	236,700	271,100	329,800
24	192,900	238,400	272,900	331,800
25	195,300	240,000	274,800	333,900
26	197,200	241,800	276,800	336,000
27	199,000	243,600	278,800	338,100
28	200,800	245,400	280,800	340,200
29	202,400	247,000	282,900	342,300
30	203,900	248,700	285,000	344,300
31	205,400	250,400	287,000	346,300
32	207,000	252,100	289,100	348,300
33	208,500	253,800	291,200	350,400
34	210,000	255,400	293,300	352,400
35	211,500	257,000	295,500	354,400
36	213,000	258,600	297,700	356,400
37	214,600	260,200	299,700	358,500
38	216,100	262,000	301,900	360,500
39	217,600	263,800	304,000	362,400

40	219,300	265,600	306,100	364,400
41	220,700	267,400	308,300	366,300
42	222,200	269,300	310,400	368,200
43	223,700	271,200	312,500	370,100
44	225,200	273,000	314,600	372,000
45	226,700	274,800	316,800	373,900
46	227,900	276,800	318,900	375,800
47	229,100	278,800	321,000	377,700
48	230,300	280,800	323,100	379,600
49	231,600	282,900	325,300	381,400
50	232,700	284,900	327,300	382,900
51	233,800	286,900	329,300	384,400
52	234,900	288,900	331,300	385,900
53	236,100	290,800	333,400	387,400
54	237,600	292,700	335,400	388,600
55	239,100	294,600	337,400	389,700
56	240,600	296,500	339,400	390,800
57	242,100	298,200	341,200	392,000
58	243,500	300,000	343,200	393,100
59	244,900	301,800	345,200	394,300
60	246,300	303,600	347,200	395,400
61	247,700	305,300	349,000	396,500
62	249,100	307,200	350,900	397,300
63	250,500	308,900	352,900	398,100
64	251,900	310,800	354,900	398,900
65	253,200	312,400	356,700	399,500
66	254,700	314,200	358,600	400,200
67	256,200	316,000	360,600	400,900
68	257,700	317,800	362,500	401,600
69	259,300	319,400	364,300	402,200
70	260,600	320,900	366,100	402,800
71	261,900	322,300	367,900	403,400
72	263,200	323,900	369,600	404,000
73	264,400	325,300	371,500	404,600
74	265,700	326,900	373,200	405,100
75	267,000	328,500	374,900	405,600
76	268,300	330,100	376,600	406,100
77	269,500	331,800	378,200	406,600
78	270,800	333,400	379,300	407,000
79	272,100	335,000	380,400	407,500
80	273,400	336,600	381,500	408,000
81	274,600	338,000	382,700	408,600
82	275,800	339,600	383,700	409,100
83	277,000	341,200	384,600	409,700
84	278,200	342,800	385,600	410,200
85	279,400	344,500	386,600	410,800
86	280,600	346,100	387,400	411,400

87	281,700	347,600	388,200	412,000
88	282,900	349,000	389,000	412,500
89	284,100	350,500	389,600	413,100
90	285,300	352,000	390,300	413,600
91	286,500	353,500	391,000	414,200
92	287,700	355,000	391,700	414,800
93	288,700	356,400	392,200	415,300
94	289,900	357,800	392,900	415,900
95	291,100	359,200	393,600	416,400
96	292,300	360,600	394,300	417,000
97	293,300	362,100	394,800	417,500
98	294,500	363,200	395,400	418,100
99	295,600	364,400	396,000	418,700
100	296,700	365,500	396,600	419,200
101	297,900	366,700	397,300	419,800
102	299,100	367,900	397,900	420,200
103	300,300	369,100	398,500	420,800
104	301,500	370,300	399,100	421,300
105	302,500	371,300	399,700	421,800
106	303,600	371,800	399,900	421,900
107	304,700	372,400	400,100	422,000
108	305,700	372,900	400,300	422,100
109	306,700	373,400	400,500	422,200
110	307,400	374,000		
111	308,100	374,600		
112	308,700	375,200		
113	309,400	375,800		
114	310,100	376,300		
115	310,800	376,800		
116	311,400	377,300		
117	312,100	377,700		
118	312,900	378,200		
119	313,700	378,700		
120	314,500	379,300		
121	315,300	379,700		
122	316,100	380,200		
123	316,900	380,600		
124	317,700	381,100		
125	318,600	381,500		
126	319,000			
127	319,400			
128	319,800			
129	320,200			

備考

- (1) この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	189,900円	248,800円	259,900円	270,500円

別表第 5 — 別表第 6 省 略

別表第 5 省 略

別表第 7

別表第 6

育児休業に伴う任期付職員等給料表

職 種 等	給 料 月 額
事務職員（学校事務職員を含む。）	143,200円
技術職員	143,200円
司書	153,100円
社会教育主事補	166,000円
保育士	166,000円
福祉職員	174,800円
介護福祉職員	153,100円
臨床心理職員	166,000円
児童自立支援専門員	153,100円
児童生活支援員	153,100円
研究員	197,200円
学芸員	192,800円
医師	253,500円
歯科医師	253,500円
薬剤師	176,600円
獣医師	176,600円
診療放射線技師	166,000円
理学療法士	166,000円
作業療法士	166,000円
臨床検査技師	166,000円
視能訓練士	166,000円
言語聴覚士	166,000円
栄養士	159,500円
看護師	176,500円

保健師	182,100円
消防士	152,100円

備考 この表は、育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員に適用する。

職員の再任用に関する条例（抄）

（教育委員会所管の教員の特例）

第5条 教育委員会は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の再任用について、前3条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。

大阪市職員基本条例（抄）

（適用除外）

第3条 省 略

2 教職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号アに掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び同号イに掲げる幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員については、第18条の規定は適用しない。

3 省 略

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（抄）

（教育委員会所管の教員の特例）

第16条 教育委員会は、職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適

用を受ける職員の派遣等について、第2条から前条までの規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（抄）

（教育委員会所管の教員の特例）

第5条 教育委員会は、職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適

用を受ける派遣職員の処遇等について、前3条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。

職員の定年に関する条例（抄）

（教育委員会所管の学校の教員の定年による退職）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教

、

育職給料表の適用を受ける職員の定年による退職については、前条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

（教育委員会所管の学校の教員等の勤務時間等）

第15条 給与条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚

、

園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の勤務時間、休日、休暇等については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。

職員の自己啓発等休業に関する条例（抄）

（適用除外）

第2条 この条例の規定は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

職員の育児休業等に関する条例（抄）

（教育委員会所管の学校の教員の育児休業等）

第22条 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員、
の育児休業等については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（抄）

附 則

1 省 略

2 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条に規定する高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員については、この条例の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例による。

3 省 略

教育職員の給与等の特例に関する条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校長（園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）

第4条に規定する高等学校・特別支援学校等教育職給料表又は幼稚園・小学校・中学校教育職

給料表又は幼稚園教育職給料表の適用を受ける者をいう。

職員の退職手当に関する条例（抄）

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第2条 次条から第4条までの規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日における市規則で定める給料月額（職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表の1号給を受ける職員にあつては、同項第1号に規定する行政第7号

職給料表の8級2号給の給料の月額。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて別表第1に定める支給率を乗じて得た額とする。

（給料の月額の減額に伴う退職手当の基本額に係る特例）

第4条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額の減額改定（給与に関する条例、規則又は規程の制定又は改廃により給料の月額の改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。）以外の理由又は市規則で定める理由によりその者の給料の月額の減額（職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定す第7号

る指定職給料表の1号給を受ける職員に係る給料の月額の減額については、当該職員が当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日において同項第1号に規定する行政職給料表の8級2号給を受けていたとした場合の給料の月額（以下「8級2号給相当の給料の月額」という。）を下回る額への減額（以下「特定対象減額」という。）に限る。）がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額（特定対象減額の場合にあつては、8級2号給相当の給料の月額）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第2条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1)-(2) 省 略

2 省 略

（勤続期間の計算）

第7条 省 略

2 省 略

3 職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期为定めて採用された職員及び同条第2項の規定により任期为定めて採用された職員で職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表の適用を受けるものを除く。以第7号

下この項及び第19条第1項において同じ。）が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに

該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4-8 省 略

(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当)

第20条 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける者に

、
対する退職手当は、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員に対する退職手当の規定の例に準じ、教育委員会が市長と協議して別に教育委員会規則で定める。

大阪市立学校活性化条例（抄）

（市費負担教員の勤務成績の評定）

第11条 教育委員会は、学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪
市条例第29号）第4条第1項第2号アに掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び同
、
号イに掲げる幼稚園・小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表の
適用を受ける者について、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規
定する職員の例に準じて、教育委員会規則で定めるところにより、勤務成績の評定を行うもの
とする。